

男女共同参画社会をめざして

男女共同参画とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義しています。

地域社会では、

- 社会の古くからの慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の構成員として女性も積極的に参画し、女性の視点からの意見も取り入れ、豊かで住みよいまちづくりを目指しましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に男女問わず積極的に参加しましょう。

職場では、

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備をしましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業等で仕事と家庭・地域社会とバランスの取れたゆとりと充実感ある生活が送れるよう心掛けましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを目指しましょう。
- 雇用機会や待遇など性別を理由とした格差がなくなり、男女が共に個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境づくりを目指しましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。



学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を進めましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育てるとともに、主体的に学び、考える教育を進めましょう。
- 進学や就職の際に、個性と能力が十分発揮することができる進路選択ができるよう配慮しましょう。

家庭では、

- 家族で互いに協力し喜びも苦労も分かち合いながら、みんなで家事や育児、介護等を行いましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重しましょう。
- 子育てでは、「女の子らしさ」「男の子らしさ」などの性別にとらわれず、その子らしさや自主性、個性を大切にしましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、自分や家族の心や身体についてよく理解し、健康づくりに努めましょう。